

下水道料金の 体系について

前田 俊雄 議員

問

本市の下水道料金は、一月十立方メートルまでを基本料金としての定額制とし、それ以上の使用料については従量制による加算方式をとっている。

十立方メートルまでが定額制になっているため、一人暮らしの高齢者等十立方メートルに満たない世帯において、実感として自分が使用した分以上の料金を払っているという気持ちがあり、不公平感を訴える方の声を耳にする。

平成十一年度の統計資料を見ると、水量ランクが「ゼロから十立方メートル」の全体の中の構成比率は、件数で二五・四％、料金で九・八％となっている。

そこで、市長にこうした実態の認識と料金体系の見直し等、その対応についてお尋ねしたい。

答

まず、実態の認識については、確かに一人世帯の比率は、平成十二年十月末現在で一万一千四百五十二世帯、率にして二八・四％となっている。

これは一人暮らしの高齢者等を含めた一人世帯の増加が考えられるが、下水道使用者の基本的負担という観点から、一月十立方メートルまでを基本料金として設定



春日那珂川水道企業団 (原町2丁目)

している。

次に、今後の対応については、今後下水道事業財政の状況等を勘案し、基本水量のあり方等も含め、かつ、春日那珂川水道企業団の水道料金体系との整合性を図りながら検討課題として、よりよい方向性を見出していきたい。

太陽熱・太陽光などの 自然エネルギー 導入について

船越 妙子 議員

問

平成十三年三月策定の「弥生の里・かすが環境プラン」にもあるように循環型都市環境の創造には自然エネルギーの導入が不可欠であり、財政論優先ではなく未来への投資という考え方で進めないと進まない。地球温暖化につながる炭酸ガスを出さない暮らしを進めるには、太陽は無尽蔵の自然エネルギーであり最適である。

①経済産業省やNEDOの補助制度(百％補助)の活用を図り、地域省エネルギー推進ビジョンを平成十四年度には策定してはどうか。
②ビジョン策定は全庁的、横断的に行うべきだと思ふがどうか。
③公共施設の整備、街灯設置、学校にソーラーシステムや太陽光発電システムを活用して、行政から見本を示してはどうか。

※NEDO＝新エネルギー産業技術総合開発機構

答

①平成十四年三月にNEDOの補助申請を行い、同年六月に交付決定を受けた後、環境審議会での専門部会等を立ち上げ、平成十五年二月に策定を終え、行動計画に移していきたい。
計画策定に当たっては、先進事例の調査や費用対効果の研究など



弥生の里・かすが環境プラン

を実施し、市民や環境審議会などから幅広く意見を拝聴しながら策定していきたい。

②市全体の事業であり、全庁的な取り組みで事業を進めていきたい。横断的な取り組みを今後検討していきたい。

③自然エネルギーを含む新エネルギー導入の重要性は十分認識しているが、財政的な見地もはずせない。しばらく推移を見ながら、総合的に検討したい。

同和行政について

村山 正美 議員

問

平成十三年九月の定例議会で同和行政の一切の廃止を求める私の質問に対し市長は、同和関係運動団体への補助金などについて従来から見れば大きく一歩前進した答弁を行った。

この答弁の信憑性が問われるのが平成十四年度予算である。同和予算の削減をどのように行おうとしているのか、明確な答弁を求めたい。また、同和行政について明確な行政の主体性を発揮できない根源に、「同和行政については解放同盟を唯一の協議機関とする」との七十年代末に結ばれた、解放同盟との確認書の存在を指摘する声もある、解放同盟との間に結ばれた確認書が存在するのか。あると

すれば、確認書は廃棄すべきではないか。

答

今後の同和行政は、特別対策の法的根拠を失い、必要なものは一般対策に移行する。残された心理的な差別の問題は、人権擁護の観点から取り組みが必要がある。

平成十四年度の同和関係予算については、人権関係予算として見直しを図りたい。

運動団体に対する補助金については、筑紫地区同和对策推進協議会で見直しの協議中であり具体的内容は今しばらく御猶予をいただきたい。

御指摘の確認書は存在する。しかしながら、既に二十二年が経過し、社会情勢や法制度が大きく変化した今日、私どもも重要な課題として今後厳しく受け止めてまいりたいと考えている。



高齢者福祉の充実と 介護保険について

長能 文代 議員

問

①政府は平成十四年度から医療改革と称した医療の大改革を計画し、高齢者医療の対象者を年次ごとに引き上げ、七十五歳以上からにしようとしている。高齢者の負担は十三倍から二十倍にもなってしまう。

政府に対して改悪を中止するよう求めるとともに、市が実施している六十八歳からの医療費助成を引き続き堅持してほしい。

②介護保険が開始されて一年八カ月が経過したが、保険料や利用料の負担が重すぎて十分な介護が受けられない高齢者がふえている。更に十月からの保険料の満額徴収（二倍化）が拍車をかけている。政府に対して保険料の減免制度を要求するとともに、市独自の減免制度を創設してほしい。

答

①春日市独自の高齢者医療費助成制度については、当分の間、廃止は困難だと考える。この制度を廃止して、他のことに使おうとは考えていない。

高齢者医療に要する約一億円は、高齢者全体のために使いたいと考えている。

国の医療制度そのものが流動的なので確定後、対応を考えたい。



②平成十五年の国の介護保険制度見直しまで、全国市長会等あらゆる機会を通じて介護保険制度の見直しを引き続き強く要望する。

市独自の減免制度創設については、本市が保険者としての責任で保険財政を損なわない範囲で研究するべきものと考え、国の推移や他団体の動向を見ながら引き続き検討する。

教育問題について

塚本 良治 議員

問

①春日市学校教育基本計画に毎年度教育施策要綱を定めとあるがいつの時点で要綱を作成し、どのようなものになるのか。

②なぜこの基本計画の中に保護者や地域の方々の最も関心事である

「安全で安心して学べる環境づくり」という項目がないのか。

③教育行政のもう一つの使命は、各校長が真剣な教育実践を思い切ることができるように支援していき、各学校がその責任を、しっかりと果たしているかの確かな評価の実施とその結果の教育改善へのフィードバックが必要と思うがどうか。

④子どもたちが「国家・社会の有為の形成者」となるために社会性や模範意識を楽しみながら、学べる小中学生向けの「マナーハンドブック」を作成してみているかどうか。

答

①県の施策要綱を踏まえ平成十二年度末、教育委員会において策定し、関係機関に周知する内容については、重点施策を取り込みながら、本市としての重点課題を明らかにしていく。

②子どもの安全は、全体を貫く大きなテーマであり、全ての項目



春日市学校教育基本計画

の中に思想として反映している。

③評価システムや情報の共有化にとつて基軸になるのは、経営責任者の校長であり、校長の権限の強化が必要であることから教育委員会としても、来年度から予算執行権の一部委譲を考えている。

④必要であればマナーハンドブック等の作成も検討していきたい。その際、学習の一環として子どもたちみずから作り上げる手法も取り入れたいと考えている。

教育行政について

金堂 清之 議員

問

①平成十四年度から完全学校週五日制に対応するため学校、家庭、地域のよりきずなを深めたネットワークの構築が重要と考えるがいかがか。また、これが実現のための教育システムを構築されようとしているのか具体的な取り組みをお尋ねしたい。

②学校週五日制推進委員会について次の点をお尋ねしたい。(一)委員会の構成メンバーは。(二)学校及び社会教育施設等の活用に関しての論点は。(三)学校外における児童生徒の生活環境についての対応に関する課題は。(四)その他学校週五日制の実施上の諸問題について協議がなされたのか。また、学校週五日制の円滑な受け皿づくりに

ついて、関係機関等に連携協力の協議がなされたのか。

答

①学校、家庭、地域のきずなを深めたネットワークの構築が重要であり、積極的な推進を図っていく。春日市学校教育基本計画に教育の方向性と将来像を示し、教育施策や各学校の教育計画の中で展開していく。②(一)会議資料を廃棄しており、詳細に答えられない。(四)「子どもを家庭に帰す」「学校施設を開放する」「地域の援助が必要になる」ことである。学校開放指導委員制度の導入はこれに基づき、地域の老人会や婦人会等ゲストティーチャーとして学校に積極的にかかわり、学校評議員制度により、地域・保護者へ学校の教育方針や成果等を公開し研究している。連携協力については、文化、体育協会に協議中であり市の施設利用は検討中である。



学校教育の あり方について

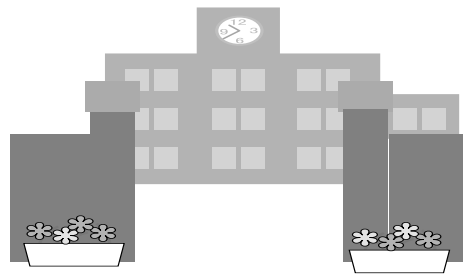
藤井 俊雄 議員

問

「第十二小学校の建設」と「中学校の給食問題」であり、教育環境の学校間格差については、緊急な是正が必要で、新設校建設は、まずコンセプト作りが重要である。新設校の教育方針、コンセプトを伺う。また、新しい学校の形態である社会教育や福祉施設との複合化はないのか。②第十二小学校は、寺田池の北側に建設する案が有力であるが、池を埋め立てれば、貯水量の変化による防災面での不安があり、平成十一年の集中豪雨時に日の出、桜ヶ丘地区は大きな被害を受けたが、寺田池と諸岡川のかかわりはないのか、また、寺田池を水源とするような水路や川久保川から須玖南、須玖北地区への影響はないのか。

答

①平成十四年度からの完全週五日制など、今学校教育は大きな変革のときで教育内容も大幅な改革が始まり、より地域に開かれた地域特性を生かした学校、多様な教育内容に対応した施設と地域とともに子どもたちが伸び伸びと学習できる学校という点を十分に配慮したい。新設校の複合化については、コミュニティースク



ール構想、場所や需要の問題等、市長部局とも十分協議、検討したい。②寺田池は、現在農業用ため池として機能しており、雨水排水を含めた種々の問題点について十分検討し、貯水量の変化等に対する対策は、市長部局とも十分協議し、調査検討を行う。

野外活動場の 活性化について

岩切 幹嘉 議員

問

平成八年に、約八億四千万円の財を投じてつくられたこの自然体験学習施設は、すでに五年を経過し、利用者の推移も厳しい数値の状況になっている。ソフト面での取り組みが、今まで十分になされていなかったのでは

はないか、全市民を対象に広報、啓発にもっと力を入れていくべきではないか。
例えば、星の館での、太陽や金星等の昼の観測。
大自然を素材に、写真、絵画のコンテストなどの企画。
散策コースのプログラムの提案。コンサート会場としての発想。
また、市民の方々に親しんでいただくために、愛称を公募してはどうか。

答

開設時には多くの利用者があり、その後一時低迷したが、平成十二年度、平成十三年度においては増加の状況にある。
これまで、野外活動場活性化研究会を結成し平成十三年度はファミリーキャンプ講座を開催する等、その方向性を模索し続けてきた。



野外活動場 (大野城市大字牛頸)

現在の活動団体、学習集団にも広報、啓発の充実を図っていく。しかしながら、ソフト面での充実については、今後の大きな課題であると受け止めている。
今後、大自然に囲まれた森の中のウォークラリー、ミニコンサート、精巧で高性能な天体望遠鏡を有する、星の館での昼間の天体観測、あるいは写真館やコンテスト等前向きに検討させていただく。

教育行政について

村山 正美 議員

問

市内の各学校で夜遅くまで電気がこうこうとついている場合がしばしばある。こんな勤務では健全な心身が維持できない。教職員が、健全な心身を維持できなければ良い教育が実現できないことは自明のことである。

教育長は実態を把握しているのか。また現状をどう改善しようとしているのか。
勤務時間の実態の把握は使用者の責任であり、適切な超勤手当が支給されるべきである。平成十三年四月の厚生労働省の通達は、教職員も対象とされている。また過去の判例でも教職員の超勤手当の支給は市町村の責務となっている。必要な超勤手当を支給すべきで

はないか。教育長の明確な答弁を求める。

答

退庁時間は小学校では午後六時で七十%、午後八時で八十五%が退庁、〇・三%が午前〇時まで勤務している。中学校では、午後六時までに二十六%、午後八時で八十五%が退庁、二・五%が午前〇時まで勤務している。この勤務状況は、改善の必要があると考え、十月の定例校長会で時間外勤務の縮減とノー残業デーの徹底を議題とし、全体化を図った。

教職員の超勤手当は、調整額として四%が給与の中に導入されている。今指摘された内容は、まだ理解していない。今後資料を取り寄せながら、さらに教職員がやりやすい環境で春日市の一人一人の子どもが生きる力を持った子どもを育てる方向に学校ともども努力していきたい。



ハート館かすがの 充実について

岩切 幹嘉 議員

問 ハート館かすがは、平成十三年、四月にオープンし、適応指導教室、ことばの教室ともにすばらしい成果が出ている。その評価も含めて、運営現状の把握についてお尋ねする。

授業そのものを充実させるためには、職員の精神的な負担や経済的な負担を軽くすべきであり、そのための支援は、必要と思うがどうか。

答 また、職員の条件として、教員免許、ことばの教室においてはさらに、言語聴覚士の資格も必要とされるが、一般の講師の報酬に比べて、あまりにも低すぎるのではないかと、将来の人材確保のためにも、改善すべきであると考えているかどうか。

答 ことばの教室では、四十名名の児童が通級し、三月には六名が指導完了の予定である。また適応指導教室については、二十名のうち、五名の生徒が登校できるようになっている。

順風な船出であり、ひとえにスタッフの力量と認識している。学習活動に伴う精神的な負担は、少しでも軽減を図るよう努めてまいります。



ハート館かすが (小倉2丁目)

経済的な負担については、当然あつてはならないことなので、適切に処理するよう指導している。報酬水準については、スタッフはいずれも、教員免許の有資格者であり、この額で十分とは思っていないが、バランス等、種々の問題もあるので、可能な限り、その改善に努めていきたい。

小・中学校の 課外活動について

藤井 俊雄 議員

問 ①現在、中学校の課外活動の水泳部は、冬場プールでの練習ができず、校内で筋力トレーニングをしていると聞く。

②本市には、「温水プール」があるので、地域のスポーツ振興のためにも、中学校の意向に応じて、温水プールを利用することを許可できないのか。

②教育現場では、学級管理・部活指導等、先生方だけでは指導が困難な状況で、部活動や総合学習授業時に「地域の先生」を登用することで、独自性豊かな人材づくりができるはずであり、教育委員会及び学校は、「地域の先生」を受け入れるための環境整備が急務である。現在の状況と教育長の考えを伺う。

答 ①中学校の水泳部活動は、三校五十一人が活動を行っており、冬場は筋力トレーニングやマラソンで活動を継続している。温水プール利用は貴重な意見だが、利用時間、使用料、生徒の管理面等の課題があり今後十分検討する。

②課外活動や総合学習は、社会性の育成及び学校生活の活性化に効果は大きく、地域の方々から歴史や風土を学び、留学生からは生活習慣や文化、一芸に秀でた方からは極意を伝授いただくという生きた教材である。平成十二年度は小中で市内の三百四十六名の方々に協力いただき、県の地域人材特別講師派遣事業も小中で三百六十七回行つた。「地域の先生」の人材リスト作成や総合学習担当者連絡協議会を設立し積極的に推進する。



課外活動での温水プールの利用許可が求められた

怪文書について

北田 織 議員

問 差出人不明の怪文書ほど、人権を侵害し、相手を陥れる手段として最も卑劣で悪質な行為はない。次の二点を尋ねたい。

①さきの九月議会で、消防署予定地の地権者に届いた怪文書が、市役所用地課から発信され市民に渡っていることを指摘し、最高責任者としての市長の対応を尋ねた。市長は「どういう意図でこのようになつたのか、詳細に事実関係を調査して、しかるべき対処をしたい」との答弁を頂いた。九月議会以後の調査結果と、どのように対処したのか尋ねたい。

②地権者から「皆さんにも知ってもらいたい」と職員が頂いた物が市民に渡ることが人権問題であり、個人情報保護の観点から問題はないのか。

①用地課に事実調査を行い、その経過については次のとおり。職員が用地交渉のため地権者宅を訪問した際に、怪文書のコピーをいただいた。その後、前市議から職員に地域に巡回している怪文書を持っていないかお尋ねがあり、文書内容がわからず、某議員からファクスで怪文書をいただいた。この文書は手持ちの怪文書と同じ内容であつたため、外部に出すことに地権者から既に了解を得ていたため、前市議にその怪文書をファクスで送付した。結果として某議員には大変御迷惑をおかけした。②文書管理においては、個人情報保護条例にのっとりて厳正な取り扱い、指導の徹底を行った。怪文書は卑劣な行為であり、決して許されるものではない。

答弁の一部取り消しについて

平成十三年十二月十四日に行われた怪文書についての一般質問に対する市長答弁のうち「怪文書がファクスで自分のところに送られてきた後、前市議会議員のBさんとの会議の折にこの文書を渡した」の部分については後日、市長から発言取り消しの申し出があり、議会として承認しております。

